

事務所通信 Progress ~ 進歩 ~

一期一会

26年11月号(広告)

2014年11月1日発行

三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第90号
発行担当者：山本武史

早いもので、今年も残すところ後二ヶ月となり、朝晩の温度の差が激しい時期となりましたが、皆様体調はいかがでしょう？

さて、平成25年度の税制改正により決定しました相続税の改正については、平成27年1月1日以後に相続又は贈与等により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。平成25年3月発行第70号のProgressで一度改正についてお話をさせて頂きましたが、改正時期が近づいてまいりましたので、改めて相続税改正の概要とその影響について少し振り返ってみたいと思います。

《改正内容》

1. 相続税の基礎控除額の縮小

平成26年12月31日まで(以下：改正前) 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

平成27年1月1日以降(以下：改正後) 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

例) 相続人が配偶者及び子ども2人(全員法定相続人とする)の場合の基礎控除額は

平成26年12月31日まで 5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円

平成27年1月1日以降 3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

相続財産が6,000万円(債務及び葬式費用等控除後)であった場合には、平成26年12月31日までに相続が発生した場合には申告不要であったものが、平成27年1月1日以降に相続が発生した場合には、申告が必要となります。

2. 相続税の税率構造の見直し

法定相続人の取得金額	改正前税率	改正後税率
~ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 ~ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 ~ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 ~ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ~ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ~ 3億円以下	40%	45%
3億円超 ~ 6億円以下	50%	50%
6億円超 ~	50%	55%

3. 税額控除の引き上げ

	改正前	改正後
未成年者控除 20歳までの1年につき	6万円	10万円
障害者控除 85歳までの1年につき	6万円 (特別障害者 12万円)	10万円 (特別障害者 20万円)

4. 小規模宅地等の限度面積及び適用面積の拡大

	改正前	改正後
居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積	240㎡(減額割合80%)	330㎡(減額割合80%)
居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積	特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ 合計 400㎡まで適用可能	特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ 合計 730㎡まで適用可能

一部、控除の拡大や評価の特例による減額の拡大がございますが、中でも基礎控除額の縮小が相続税額に大きな影響を与えます。相続は人の命に関わる事ですので、いつ発生するか分かりませんが、少しでも今出来る対策として・・・

相続税がかからない様に、相続財産を減らすという考え方もございます。その方法の一つとして、贈与を行う事により、相続財産を他者に移転するという方法がございます。

そこで、贈与税の概要及び注意点についてご説明いたします。

1. 贈与とは

平成21年10月発行第29号のProgressでも掲載させていただきましたが、贈与とは、個人と個人の間で、当事者の一方(贈与者)が自己の財産を無償で相手方(受贈者)に与える意思表示をし、相手方が受諾することによって成立する契約です。要は、「あげます」「もらいます」で贈与は、成立するのです。

注意点としましては、双方が贈与の意思が明確になっているという事です。贈与を受ける者があまりにも幼くその贈与の行為が分からない場合や贈与者の贈与意思が明確に出来ない場合などは、贈与の成立そのものが認められない恐れがございますのでご注意下さい。

2. 暦年贈与

一年間(1/1~12/31)に贈与を受けた金額が110万円の基礎控除額を超えた場合には、贈与税の申告及び納税を行う必要がございます。一般的な贈与を受けた場合には、この暦年贈与となります。

注意点としましては、被相続人から相続人が受けた贈与について、相続開始前3年以内に行われたものについては、贈与税の有無に関わらず(110万円の基礎控除額の範囲内であっても)相続財産に加算する事となりますので、1年の内でも早い時期に贈与を行っていた方が、その可能性が少しでも下がります。また、相続人以外の者であるお孫さんや、相続人の配偶者などに行った贈与については、加算の対象となりません。

3. 加算しない贈与財産の範囲

相続人に贈与を行った場合でも次の贈与については、相続財産に加算されません

(1) 贈与税の配偶者控除の特例を受けている又は受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円とは別に最高2,000万円までの控除(配偶者控除)が出来るという特例を受けた部分の金額

(2) 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額

平成24年1月1日から平成26年12月31日までに、20歳以上の人が、両親・祖父母等から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた(贈与を受ける人の合計所得金額が年2,000万円以下に限る)場合に、一定の非課税限度額の範囲内で非課税の適用を受けた金額

(3) 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、父母・祖父母から30歳未満の子や孫がそれぞれの名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して贈与を受けた場合に、1,500万円(学校等以外は500万円)までの範囲内で非課税となった金額

上記(1)・(2)について非課税の適用を受ける場合には、贈与税の申告が必要となりますので、ご注意下さい。

また、(3)については、取扱金融機関等により税務署へ、教育資金非課税申告書が提出されますので、改めて当該贈与についての贈与税の申告は必要ありません。

相続税・贈与税の詳細につきましては、三宅税理士法人にお気軽にお問い合わせ願います。

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision 今月の開催日は11月13日(木)です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所にお越し頂き経営方針書を作成し、それを基に利益計画書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画書を作ってみませんか。

11月分の予定

10	月	*10月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *個人事業税の納付期限(第2期分)
13	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
17	月	*所得税の予定納税額の減額申請(第2期分)
30	日	*9月決算法人の確定申告・納付期限 *3月決算法人の中間申告・納付期限 *所得税の予定納税額の納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の6・12月決算法人)

注)30日の納付期限につきましては日曜日となる為翌日12月1日となります。

Vision 開催予定日

開催日	対象者	申込期限
12月11日(木)	11・12・1月 決算法人 個人事業主様	12月5日(金)
1月15日(木)	12・1・2月 決算法人 個人事業主様	1月9日(金)
2月12日(木)	1・2・3月 決算法人 個人事業主様	2月6日(金)